保育施設等の台風等による

風水害への対応ガイドライン



令和７年４月（令和８年 10 月改訂）

都城市こども部保育課

目次

保育施設等の台風等による風水害への対応ガイドライン 1
1　全般 1
（1）　ガイドラインの目的 1
（2）対象施設 1
（3）基本方針 1
（4）ガイドラインの留意点 1
①　平常時の対応等 1
②　事業継続計画の策定 2
2　具体的な対応 2
（1）平常時からの周知 2
（2）警戒レベルごとに市民がとるべき行動について 3
（3）ガイドラインの概要について 4
（4）臨時休園等の取扱について 5
①　台風が直撃するなど、明らかに終日台風の影響が予想される場合 5
（5）保育の再開について 8
3　保護者及び職員への周知 8

保育施設等の台風等による風水害への対応ガイドライン

１　全般

（１）　ガイドラインの目的

台風や大雨等の自然災害発生時（以下「災害時」という。）で市内に避難情報が発令された場合、保育施設等には、園児や保育従事者の生命と身体を守るため、早急な判断と対応が求められる。そこで、市内において避難情報が発令された場合の保育施設等の対応についてガイドラインを定める。

（2）対象施設

市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園（以下、「保育施設等」という。）

（3）基本方針

保育施設等については、保護者が就労等により保育が必要な児童等が利用しているため、原則として開園となる。ただし、災害時は人命を第一に適切に対応すること。

また、風水害は天気予報等により事前に予測しやすい側面があり、災害対応についても各保育施設等の環境や立地条件等によって異なる。よって、本市から発令された警戒レベルに応じた臨時休園や保育の縮小などの対応については、あらかじめ保護者と合意形成を図った上で本ガイドラインを踏まえ、保育施設等で決定することができるものとする。

（4）ガイドラインの留意点

本ガイドラインについて、次の事項に留意すること。

①　平常時の対応等

本ガイドラインは災害時の基本的な対応の方向性を示すものであり、各保育施設等がより詳細な計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し職員間で共有することを基本とする。また平常時から災害時の対応について保護者と共有することも重要である。

災害時の対応については、厚生労働省通知（平成 28 年９月９日雇児総発 0909 第２号）に基づく「非常災害対策計画」を備えるとともに定期的に内容を検証し、職員間で共有すること。また、避難訓練等にも反映させ、平常時から非常事態に備えること。

② 事業継続計画の策定

災害時から平常時への移行に際して、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定しておくことも有効である。

２ 具体的な対応

（1）平常時からの周知

風水害の発生が予測される場合における保育施設等の対応については、平常時から保護者に周知して理解を得る必要がある。そのためには入園説明会での説明や園内への掲示等により平常時から保護者に対して周知を図るものとする。

（2）警戒レベルごとに市民がとるべき行動について

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次の表のとおり（警戒レベル３～５の発令は、市が発令、１・２は、気象庁が発表。）

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	市の発令情報	取るべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
	警戒レベル4までに必ず避難					警戒レベル4までに必ず避難
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	避難指示	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	-	自らの避難行動を確認
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報		自らの避難行動を確認 ・ハザードマップなどで災害リスクを再確認 ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認
警戒レベル1	早期注意情報					災害への心構えを高める

※避難所の開設については、原則として警戒レベル３以上の気象警報時に検討。
状況により開設しない場合や、台風接近前等に早期開設する場合がある。

(3)ガイドラインの概要について

施設が所在する地区に土砂災害又は洪水に関する「警戒レベル３相当」が発表された際の休園等の対応は、施設が土砂災害警戒区域や浸水想定区域（河川）の内に立地しているか、いないかで対応が異なる。区域の外に立地している施設は、原則「保育の継続が可能」とする。

ただし、施設が土砂災害警戒区域や浸水想定区域（河川）の外に立地していても施設への唯一の侵入道路が該当地区に該当する場合は、園児の送迎や職員の通勤に危険が及び可能性があることから、「臨時休園」の判断を決定することを可能とする。

また、施設の所在地域に「警戒レベル４（避難指示）」以上が市から発令された場合は、立地条件に関わらず「臨時休園」とすることを可能とする。再開の判断基準については（５）に示したとおりとなる。

臨時休園等の判断基準は次項以降に示す。

（4） 臨時休園等の取扱について

（２）の表を踏まえ、警戒レベル３相当以上の警報が気象庁から発表された場合、保育施設等の対応は次のとおりとする。

① 台風が直撃するなど、明らかに終日台風の影響が予想される場合

ア）臨時休園の対応について（保護者と合意形成の上、各保育施設等で該当区域が暴風域に入る等台風最接近日の前日までに定める事項）

警戒レベル相当	保育施設等の対応基準	左記の対応を取るべき保育施設等
警戒レベル５相当	**臨時休園**	発令対象地区内にあるすべての保育施設等
警戒レベル４相当	**臨時休園** ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営可能と判断した場合、開園可能	
警戒レベル３相当	**原則　開園** ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等の各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営が困難と判断した場合、休園可能	

※休園決定の場合、市保育課へ電話等にて連絡する。（以後、開園する場合も同様）

② 台風の影響が予想されるが、深刻な影響が発生するか不明な場合や、大雨・洪水等の突発的な事象が発生することが予想される場合

ア）臨時休園の対応について（保護者と合意形成の上、各保育施設で定める事項）

・「午前６時時点で発令中」又は「午前６時から開園時間までの間に発令」の場合

警戒レベル相当	保育施設等の対応基準	左記の対応を取るべき保育施設等
警戒レベル５相当	**臨時休園**	発令対象地区内にあるすべての保育施設等
警戒レベル４相当	**臨時休園** ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営可能と判断した場合、開園可能	
警戒レベル３相当	**原則　開園** ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等の各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営が困難と判断した場合、休園可能	

※休園決定の場合、市保育課へ電話等にて連絡する。（以後、開園する場合も同様）

イ）臨時休園の対応について（保護者と合意形成の上、各保育施設で定める事項）

・「開園時間中に発令」された場合

警戒レベル相当	保育施設等の対応基準	左記の対応を取るべき保育施設等
警戒レベル５相当	**児童降園後に休園**	発令対象地区内にあるすべての保育施設等
警戒レベル４相当	**児童降園後に休園** ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営可能と判断した場合、開園可能	
警戒レベル３相当	**原則　開園** ただし、今後の気象状況、被災状況、園の立地場所及び周辺の道路状況等の各施設の個別事情により、園児にとって一番安全な方策を考慮し、運営が困難と判断した場合、休園可能	

※休園決定の場合、市保育課へ電話等にて連絡する。（以後、開園する場合も同様）

（5）保育の再開について

休園の判断の根拠となった警戒レベル３相当以上の気象情報が解消された場合は、施設の周辺の安全確認並びに保育体制の確保状況を踏まえ、次の基準により保育の再開を判断する。

①開所前に休園の判断を行った場合

休園の判断の根拠となった基準が解除された時刻	保育の再開時期
正午まで	・施設の安全確保・職員配置の確保ができ次第開所、保護者に受け入れ再開の周知 ・保育士等の体制確保が困難な場合、登園自粛の要請が可能。
正午以降	終日休園

②開所後に休園の判断を行った場合

対応中に警報等が解除され、安全が確保できる場合は、通常保育を再開。

３　保護者及び職員への周知

保育施設等は、本ガイドラインについて、入園時のしおり、園だより、重要事項説明書、メール配信等で周知を行う。

緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引渡方法等をあらかじめ定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。